

加盟チームの有料試合開催に関する取扱要領（案）

本連盟の加盟チーム並びに承認を受けたチームが有料試合を開催する場合、以下のとおり取り扱うこととする。

1. 本連盟の加盟チーム並びに承認を受けたチームは、野球競技の普及・振興を図ることを目的とし、本連盟会長の承認を得て、有料試合を開催することができる。
2. 加盟チームが有料試合を開催しようとする場合、当該チームが所属している加盟地方団体並びに地区連盟は、試合運営に関わる詳細について指導を与えることができる。
3. 加盟チームは申請書を作成し、所属する加盟地方団体並びに地区連盟を経て、開催日の30日前までに本連盟会長の承認を得ることとする。なお、提出する書式は以下のとおりとする。
 - ① 有料試合開催申請書
 - ② 開催要項
 - ③ 収支予算書
3. 有料試合開催後は、有料試合開催報告書を作成し、所属する加盟地方団体並びに地区連盟を経て、本連盟事務局へ提出するものとする。なお、提出する書式は以下のとおりとする。
 - ① 有料試合開催報告書（試合結果、有料入場者数など）
 - ② 収支計算書
4. この取扱要領により難しい場合は、常任理事会で協議し決定するものとする。
5. この取扱要領は、理事会の議決により変更することができる。

附 則

1. この取扱要領は、平成17年8月21日から施行する。